

## 輸出貿易管理令の一部を改正する政令案に対する意見公募要領

令和 7 年 8 月 19 日  
経済産業省  
貿易経済安全保障局  
貿易管理課  
貿易管理課  
資源エネルギー庁  
資源・燃料部  
燃料環境適合利用推進課 CCS 政策室

### 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

我が国が締約国である 1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書（以下「ロンドン議定書」という。）について、2009 年の改正により、新たに、二酸化炭素を隔離するための二酸化炭素の回収工程から生ずる二酸化炭素を含んだガス（以下単に「二酸化炭素を含んだガス」という。）の輸出を一定の条件の下で可能とする措置が講じられたところ、令和 6 年 5 月に、当該改正を受諾することについて国会により承認されました。

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）では、特定の種類の貨物を輸出しようとする者に対し、条約その他の国際約束を誠実に履行するために必要な範囲内で、政令において承認を受ける義務を課すことができることから、国会において承認を受けたロンドン議定書の 2009 年改正の受諾について、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）により国内措置を講ずることとし、CCS 目的の二酸化炭素を含んだガスの輸出を経済産業大臣の承認の対象とすることとしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

### 2. 意見公募の対象

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案

### 3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課 CCS 政策室（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館 3 階）

### 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 7 年 8 月 19 日（火）～令和 7 年 9 月 18 日（木）必着

### 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課 CCS  
政策室

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：[bzl-ccs-yushutsu-public@meti.go.jp](mailto:bzl-ccs-yushutsu-public@meti.go.jp)

（電子メールの件名を「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案」に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。)	
・ 意見内容	
・ 理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)	